

通商産業省告示第八百九十五号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第五号の規定に基づき、平成十一年通商産業省告示第三百五十三号（輸出貿易管理令第四条第一項第五号の規定に基づき、通商産業大臣が告示で定める貨物を定める件）の一部を次のように改正し、平成十二年十二月二十七日から施行する。

平成十二年十二月二十七日

通商産業大臣 平沼 赳夫

第一号中「イからニまで」を「イから八まで」に改め、同号ニを削る。

第二号中「イからニまで」を「イから八まで」に改める。